

第三節 議案

………可決委員一位ニ可決

労働立法促進委員会ニ對スル態度決定ノ件

説明 中央委員 野村

了スルトトトシテ既歡迎協議会ノ際然曰盟ヲ右翼聯盟委員
会ヲ但欲ノ提議ヲ各御仰共意見ヲ經テ二月五日第二回協議
会ニ催スルニトシテテアリニカ大急期シテ條態度ヲ決定スル
邊ニニナリセシ各カ聯盟トシテハ私カ傍聴トシテ出席シタノテアリ
ニ今迄ノ状況カラシマシテ右翼連合ハ之ヲ支持スルコト、存シテ不
意ニ中央委員ニ於テモ参加ノ意見ハ多數ヲ了リ云ト述ハ、………
原案通り可決

第四節 議案

見習職ニ労働組合加入禁止ニテスル件

説明 代議員(男) 小池 作 云

今日迄労働組合ニ加入シテ居リテスモノハ宜イカ今加入セントスル
モノハ絶対ニ惡シ具ノ理由ハ未タ未タ指導者層中ニアルカ故ニ労働
運動ニ加入スルコトハ指導上支障アルトイフ而シテ私共カ考ルニ労働者
意思ニ至理カラント考ルカ吾々ノ労働者役全見習トシテス労働条件
ハ合一テアル苟モ労働条件ヲ持テハ労働運動ニ加入スルコトハ當分テア
ルト思フ未タ思想坚定ナラサル青年ヲ吾々聯盟ノ坚定ナル指導者層
中ニ加入スルコトハ左翼精神ヲ培養スル方法トモ為ルト認明シ………
原案通り可決

第五節 議案

ニ務規則 第六八条ニテ思想不健全ニシテ工場管理上支障アリノ